

大規模災害時等における高知南警察署との自由民権記念館 使用承諾に関する協定書

地震等大規模災害の発生により、高知県高知南警察署（以下「高知南署」という。）庁舎が倒壊、水没等して使用不可能となった場合（以下「有事の際」という。）に高知市立自由民権記念館（以下「自由民権記念館」という。）の一部を高知南署災害警備本部（以下「高知南署警備本部」という。）用施設として使用することに関し、高知市教育委員会（以下「甲」という。）と高知南署（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大規模災害等の発生に伴い高知南署庁舎が使用不能になった場合に、乙が自由民権記念館の一部を高知南署警備本部用施設として使用することを承諾する。

（使用箇所の指定）

第2条 前条により有事の際に、甲が乙に使用を承諾する自由民権記念館の一部とは自由民権記念館2階映像展示室、映像展示室前ロビー及び特別展示室とする。

（使用期間）

第3条 使用期間は有事の発生した日を起算日とし、起算日から原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は、有事の際に自由民権記念館を使用する場合には、別添「自由民権記念館使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期限延長の手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第6条 自由民権記念館の使用料は、有事の際の一時的な処置のため無償とする。ただし、乙は使用が終了した時は、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が自由民権記念館を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(使用の制限及び解約等)

第8条 甲は、第1条の規定にかかわらず、自由民権記念館が周辺住民等の緊急避難場所として利用する必要があるときは、その利用の妨げにならない限りにおいて乙の自由民権記念館の使用を認めるものとする。乙が自由民権記念館の使用を開始した後も同様とする。

2 甲が乙に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議のうえ、使用承諾箇所の変更及び本協定の解約等について定めるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成19年11月29日

甲 高知市教育委員会教育長

乙 高知南警察署署長